

“後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の 選定療養について”

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費とは、患者様の希望により、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品の差額4分の1に相当する金額を選定療養費（自己負担）として患者様にご負担いただくものです。
（後発医薬品とは、ジェネリック医薬品のことをいいます）

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。



地域の安心をサポートする
明和会グループ

北 広 島 病 院
医 療 法 人 明 和 会

